

参議院議員通常選挙のお知らせ

日本の将来を決める大切な選挙です。候補者および政党の政見などを、よく見、よく聞き、よく考えて必ず投票しましょう。

【公示日】 6月22日(水)

【投票日】 7月10日(日) 7時から20時まで

【養老町で投票できる人】

養老町で投票できるのは、次の年齢および住所の要件を満たした養老町の選挙人名簿に登録されている人です。

年齢：日本国籍をお持ちで、平成16年7月11日以前に生まれた人(満18歳以上)

住所：令和4年3月21日以前に住民登録をし、引き続き町内に住んでいる人

※令和4年3月22日以降に転入された人は、転入前の市区町村にお問い合わせください。

【投票場所】

選挙当日は、お住まいの地区により指定される町内13カ所の投票所で投票してください。指定された投票所以外では投票できませんのでご注意ください。(指定された投票所は入場券に記載されています)

※日吉投票区の投票所は、日吉こども園(旧北園舎)から日吉こども園(旧南園舎)に変更となりました。お間違えのないようご注意ください。

期日前投票

投票日に何らかの理由で投票に行くことができない場合は、期日前投票を行うことができます。また、投票日当日、投票所に人が集中することを避けるため、期日前投票の積極的な利用をお願いします。

なお、投票所入場券の裏面の「期日前投票宣誓書兼請求書」をあらかじめご記入いただき、スムーズな投票にご協力ください。

期間：6月23日(木)から7月9日(土)まで

時間：8時30分から20時まで

場所：養老町役場2階研修室

【その他】

- ・期日前投票にオンデマンドバスを利用される人は、オンデマンドバスの使用料の1乗車分を免除します。期日前投票にお越しの際に、受付でお申し付けください。
- ・入場券がなくても(紛失、郵送前の期日前投票など)投票は可能です。なお、本人確認の際に身分証明書などの提示を求める場合がありますのでご了承ください。

不在者投票

【滞在先でする不在者投票】

投票日に仕事や出産などで養老町外に滞在する人は、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。あらかじめ不在者投票宣誓書・請求書で町選挙管理委員会に投票用紙を請求してください。

【指定病院・指定老人ホームなどに入院・入所している場合の不在者投票】

指定病院や指定老人ホームなどに入院・入所しており、投票日当日に投票所まで行くことができない人は、その施設内で不在者投票を行うことができます。詳しくは病院・老人ホームなどにお問い合わせください。

【郵便による不在者投票】

身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けており、一定の要件に該当する人および介護保険の被保険者証に要介護状態が「要介護5」と記載されている人は、郵便による不在者投票を行うことができます。ただし、投票を行う際には「郵便等投票証明書」が必要となりますので、あらかじめ町選挙管理委員会までお問い合わせください。

お願い

- ・マスクの着用や咳エチケットにご協力ください。
- ・来場前の検温や来場前後の手洗いの徹底をお願いします。
- ・会場内の混雑を避けるために、一人ずつ順番にご案内します。順番が来るまでお待ちいただくことになり、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

問 町選挙管理委員会(総務課内) ☎32-1101